

先生各位

## 新規検査項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび新たに下記項目の受託を開始することになりましたので、ご案内申し上げます。今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《受託開始日》 平成 15 年 8 月 18 日 (月) 受付分より

《検査要項》

検査項目名称	特異的 I g E イクラ ( f 349 )	特異的 I g E タラコ ( f 350 )
検査コード	5787	5788
検体量	血清 0.3 mL	
容器・保存	A1・凍結	
実施料 (判断料)	130点* (免疫)	
所要日数	3~5日	
検査方法	EIA (FEIA) 法	
基準値	クラス 0 0.34 U <sub>A</sub> / ml 以下	

\* 特異的 I g E 検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。  
ただし、患者から 1 回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1690点を限度として算定する。

【概要】厚生労働省が組織する「食物アレルギー対策検討委員会」では魚卵は抗原別の発生頻度において 8 番目に多い抗原と報告されています。またイクラは、その発症数と重篤度から厚生労働省が選定した、加工食品において原材料名を表示することが奨励されている品目のひとつです。

なお、上記 2 項目につきましては、8 月上旬にお届けする予定の 2003 年版総合検査案内に掲載できませんでした。あしからずご了承ください。